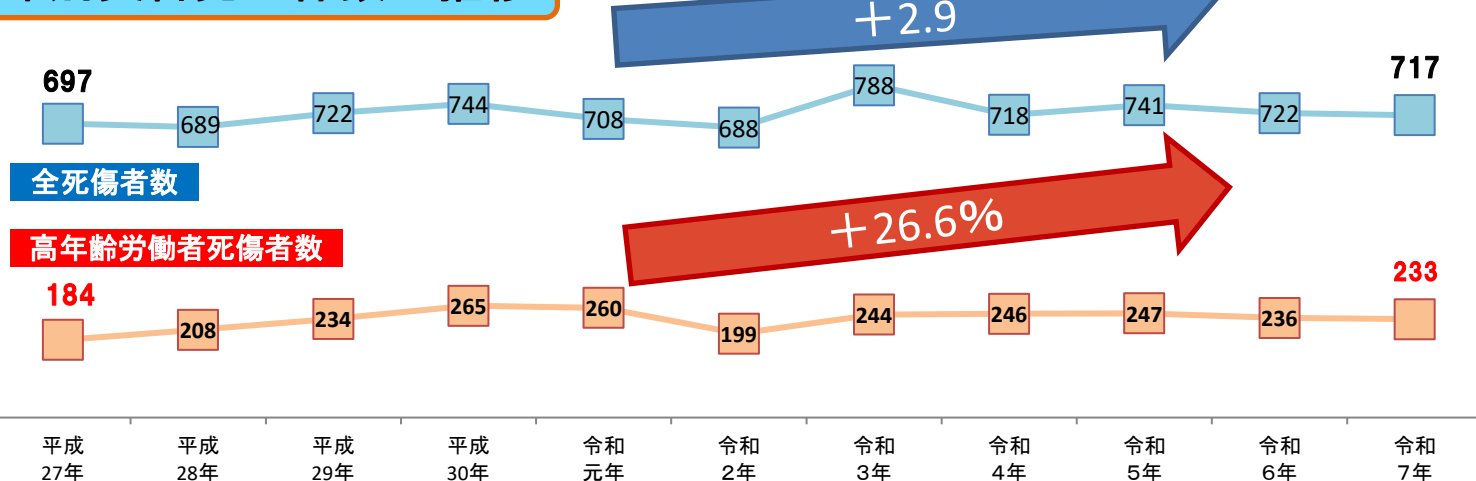


令和
7年

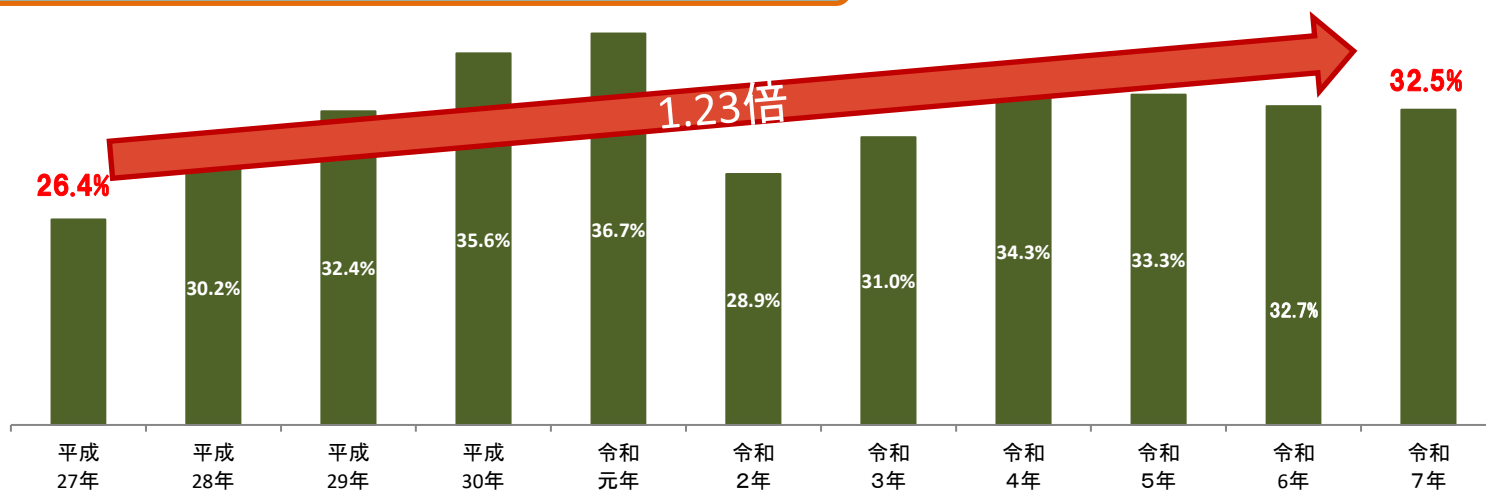
しまねの 高年齢労働者の労働災害

～令和7年に発生した60歳以上の高年齢労働者の労働災害について取りまとめました～
(統計数字は、新型コロナ患者を除いた数字です。)

年別災害発生件数の推移



年別高年齢労働者の災害発生比率の推移



近年、全国的に、労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にあり、島根県内においても、

- 10年前と比較して災害全体に占める割合が増加していること。
 - 小売業、社会福祉施設など第三次産業での発生が多くなっていること。
 - 転倒災害、墜落・転落災害で全災害の62%を占めていること。
 - 休業見込みについて1か月以上要するものが全災害の65.2%を占めていること。
- という特徴がみられます。

転倒災害、墜落・転落災害は作業経験年数に関わらず、年齢が高くなるほど災害の発生率が高くなるとされており、高年齢者の労働災害防止対策を進めるうえで、最も重要な事項といえます。

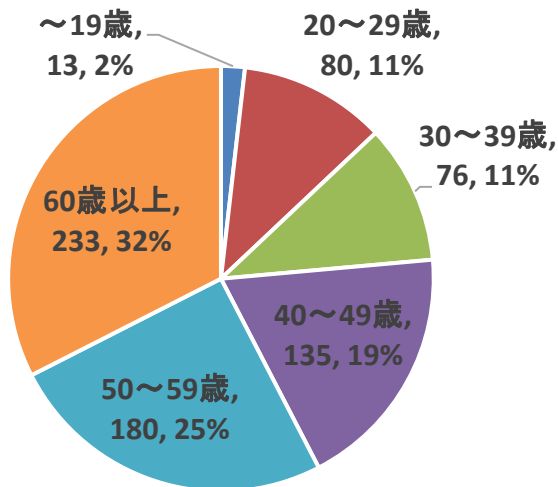
このような状況のもと、労働安全衛生法が改正され、令和8年4月から「高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずること」が事業者の努力義務となり、新たに高年齢者の労働災害防止のための指針(エイジフレンドリー指針)が策定されました。

この指針により高年齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等をお願いいたします。

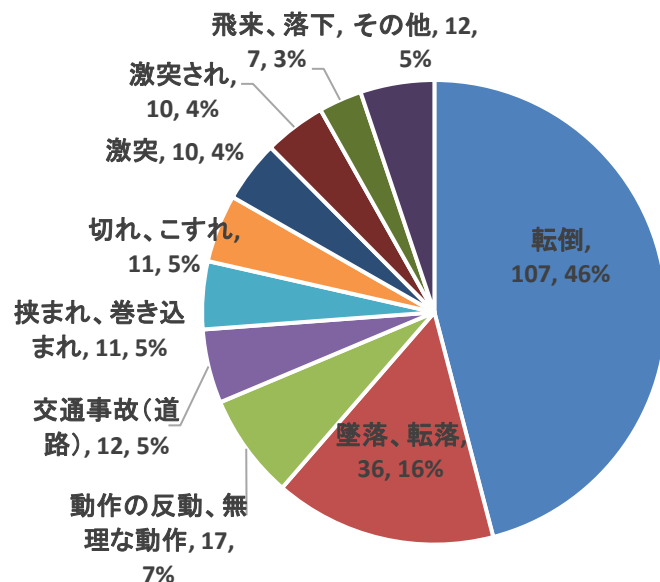
働く高年齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう



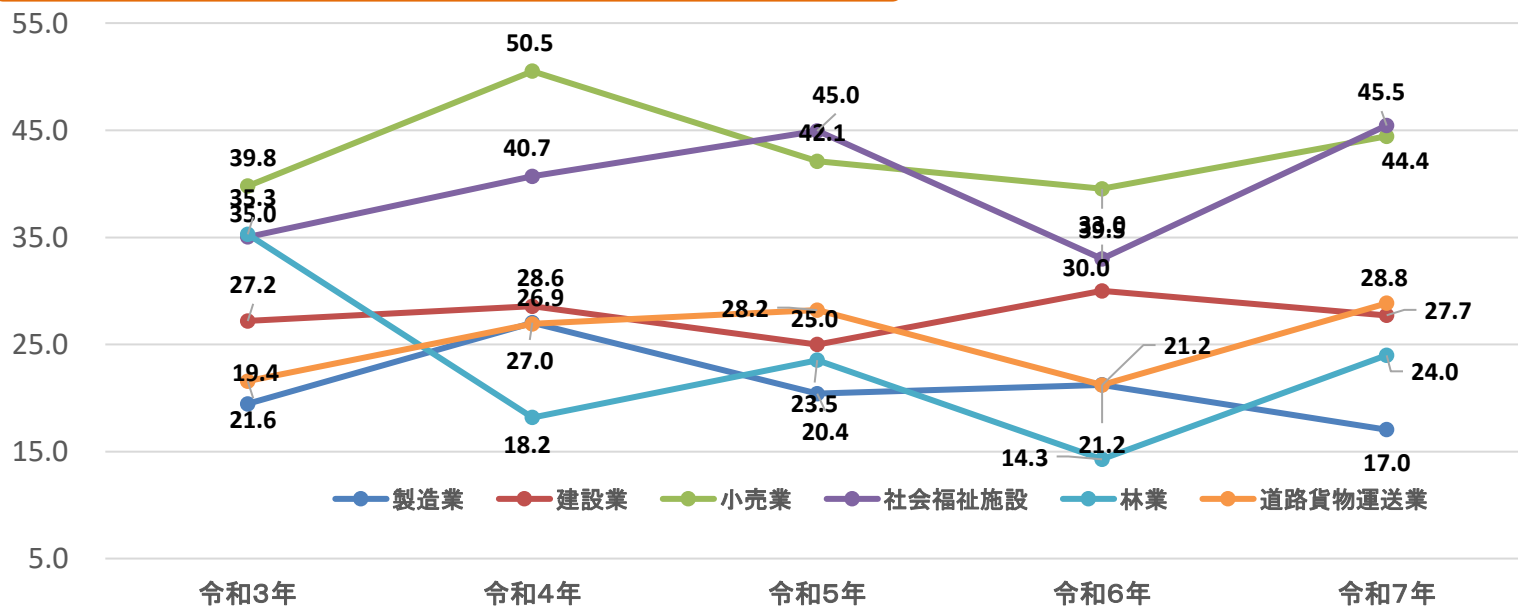
年齢別労働者の災害発生状況



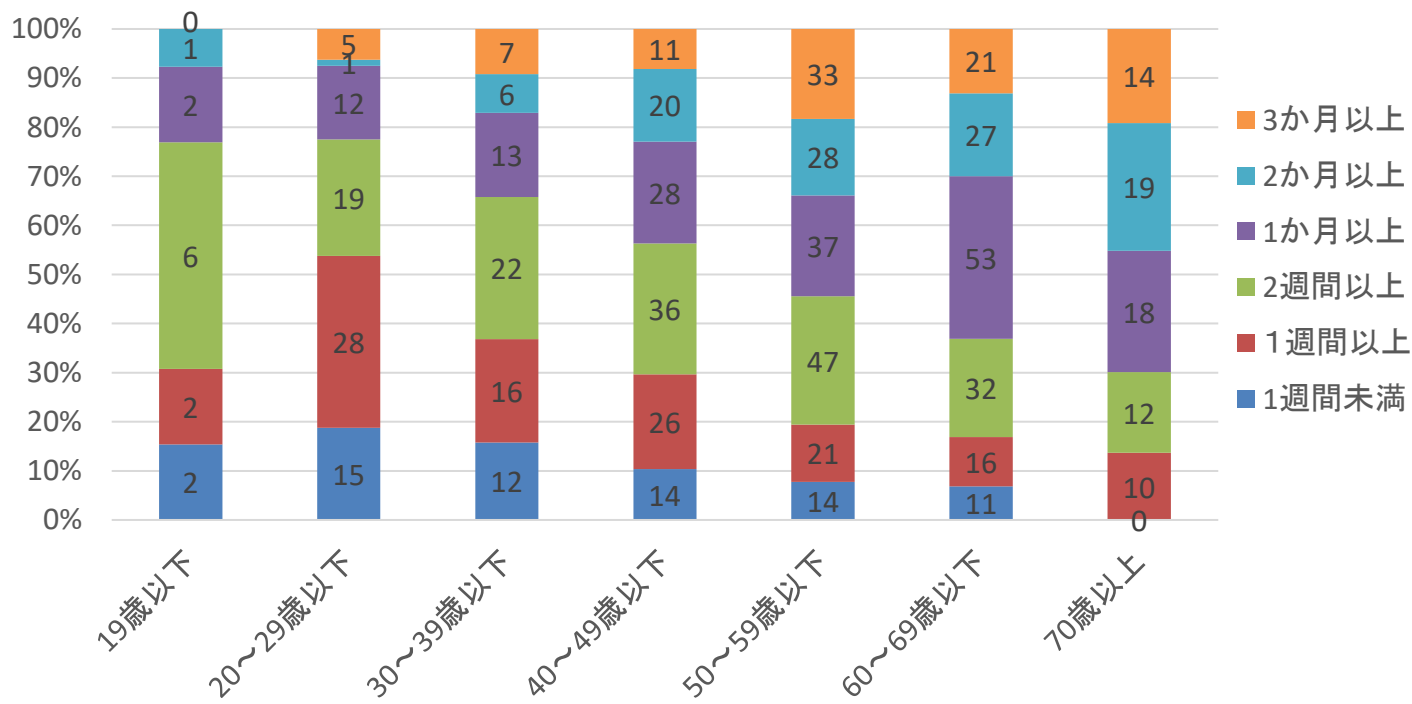
高年齢労働者の事故の型別災害発生状況



業種別高年齢労働者の災害発生比率の推移

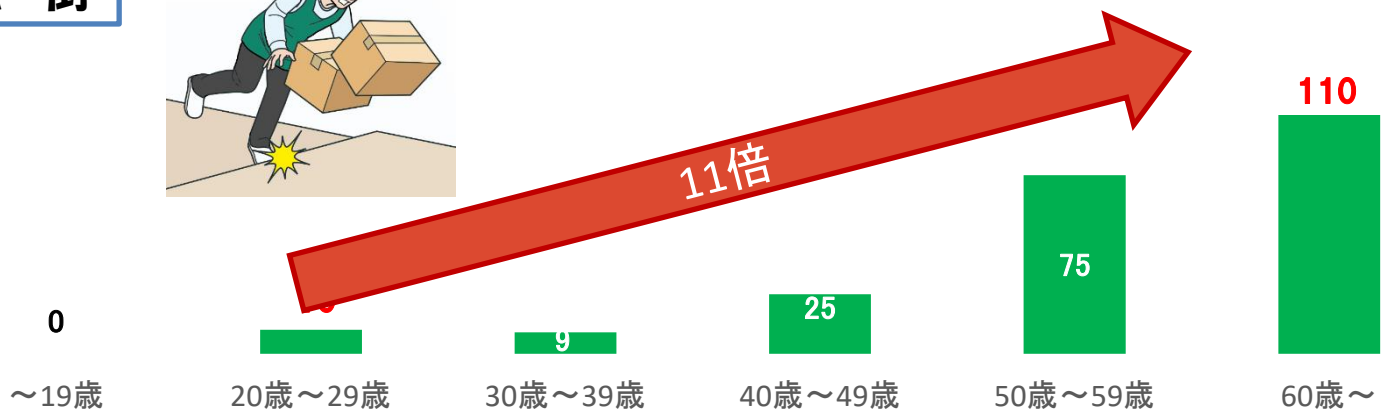


年齢層別・休業見込み日数別発生状況

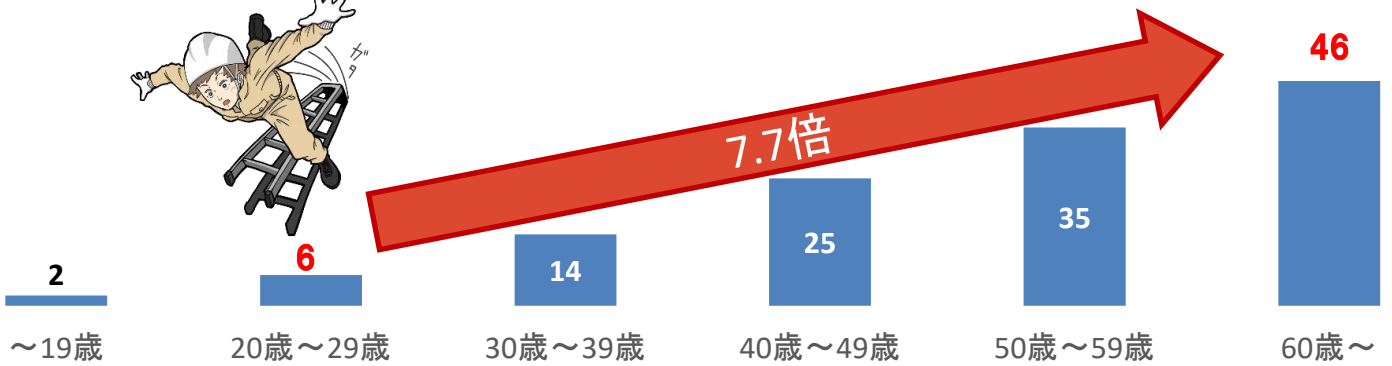


年齢別労働災害の傾向

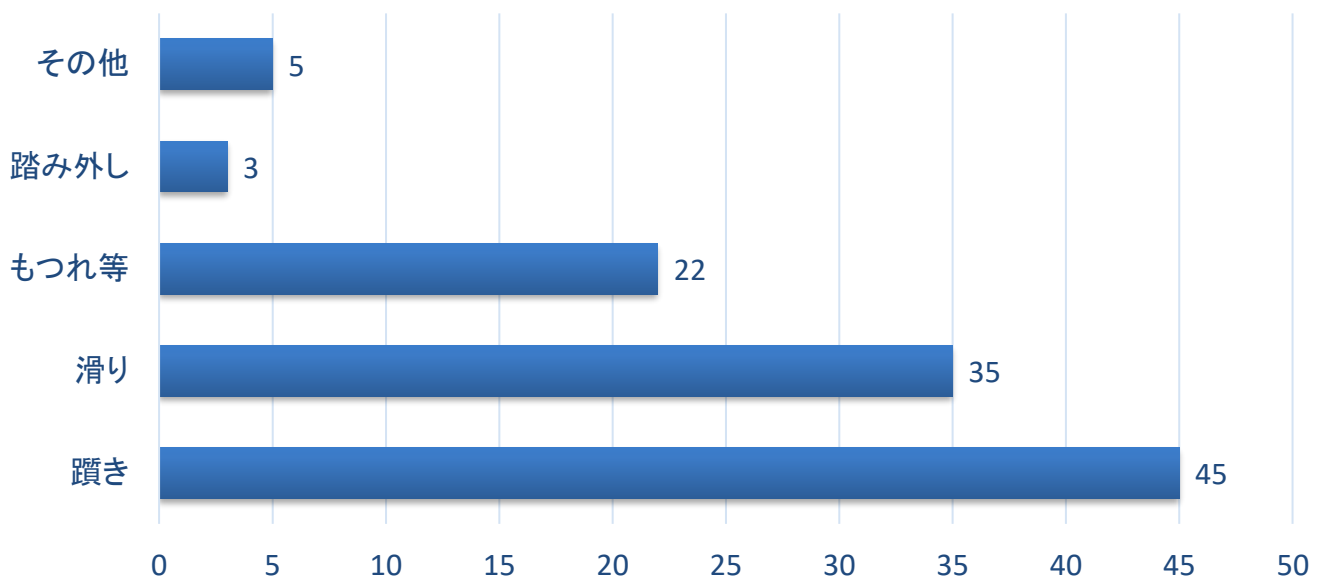
転倒



墜落・転落



高齢労働者の転倒災害の傾向



エイジフレンドリー指針

(高年齢労働者の安全と健康確保のための指針)



働く高齢者の特性に配慮した作業環境改善、適切な作業管理等に取り組みましょう

令和8年4月から「高年齢者の労働災害防止のための措置」が努力義務となり、新たに「高年齢者の労働災害防止のための指針」(エイジフレンドリー指針)が策定されました。

1 安全衛生管理体制の確立

● 経営トップによる方針表明と体制整備

経営トップが高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針を表明し、対策の実施体制を明確化します。安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合いましょう。

● 高年齢労働者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施

高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、優先順位をつけて2以降の対策を実施します。

2 職場環境の改善

● 身体機能の低下を補う設備・装置の導入

身体機能の低下による労働災害を防止するため施設、設備、装置等の改善を行います。

● 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理

敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して作業内容等の見直しを行います。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

● 健康状況の把握

雇い入れ時および定期的健康診断を確実に実施するとともに、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます。

● 体力の状況の把握

事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます。

※ 健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取り扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

● 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置

健康や体力の状況を踏まて、必要に応じ就業上の措置を講じます。

● 高年齢者の状況に応じた業務の提供

高年齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めます。

● 心身両面にわたる健康保持増進措置

集団及び個々の高年齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいです。

5 安全衛生教育

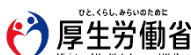
● 高年齢労働者、管理監督者等に対する教育

労働者と関係者に、高年齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます。

(再雇用や再就職等で経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います。)

エイジフレンドリー補助金

- エイジフレンドリー補助金では、「エイジフレンドリー指針」に基づき、高年齢労働者(60歳以上)の労働災害防止に取り組む**中小企業事業者の皆さまを支援しています。**
- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒・腰痛防止のための専門家による運動指導等の実施、労働者の健康保持増進に取り組む際は、エイジフレンドリー補助金を是非、ご活用ください。



厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

エイジフレンドリー
補助金

